



# 後期高齢者医療被保険者証等が8月1日と10月1日に更新されます

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

現在の被保険者証（以下「保険証」という）の有効期限は、令和4年7月31日までです。

8月以降の保険証については、令和4年10月1日から一定以上所得がある方への「医療費2割負担」が導入されることに伴い、次のとおり有効期限ごとに2回に分けて、簡易書留郵便でお送りします。

**1回目**：7月にお届けする保険証（水色）の有効期限は令和4年9月30日です。

**2回目**：9月にお届けする保険証（桃色）の有効期限は令和5年7月31日です。

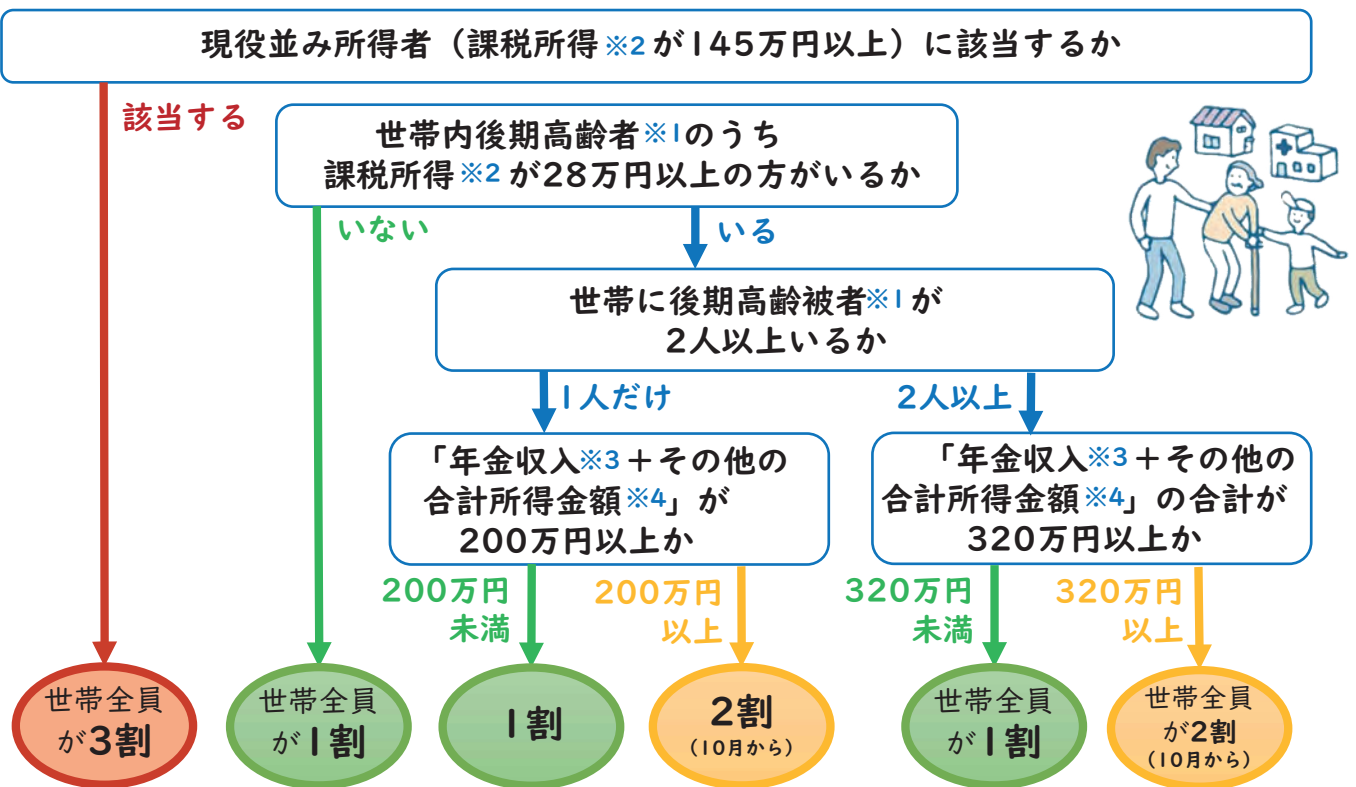
「2割負担」に該当する方はこの2回目郵送分に記されます。

1割負担、3割の方へも有効期限を更新した保険証をお届けします。

また、「限度額適用（標準負担額減額）認定証」をお持ちの方で、8月から発行できる区分であれば、保険証とは別に普通郵便でお届けします。

## ■被保険者証の自己負担割合（1割、2割、3割）をご確認ください

世帯内の後期高齢者※1の方の課税所得※2や年金収入※3をもとに、8月～翌7月末までの自己負担割合を、世帯単位で判定します。



※1 75歳以上の方または65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方

※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## ■自己負担割合3割負担の方（課税所得145万円以上の方）について

住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、市役所国保・年金係へ申請により、自己負担は1割または2割負担となります。

### 1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

### 2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当）

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※住民税課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、16歳未満1人当たり33万円、16歳以上19歳未満1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額で判定されます（届出不要）。令和4年10月1日以降は2割負担の方も適用されます。

※住民税課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から43万円を控除した金額）の合計額で判定します。

## 7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします

保険料は、4月1日時点（年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点）の世帯を基準とし、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等<sup>※注1</sup>に応じて負担する「所得割額」との合計で決定されます。また世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。くわしくは届きました決定通知書及び同封書類をご確認ください。

保険料額		均等割額		所得割額
(年額) (10円未満切り捨て)	=	56,435円	+	[総所得金額等 <sup>※注1</sup> -基礎控除額 <sup>※注2</sup> ] ×10.54% (所得割率)

※注1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除額」、「給与収入-給与所得控除額」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

※注2「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

### 【問合せ】

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973 / 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

## 国民健康保険証（兼高齢受給者証）の更新について

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

うきは市国保加入世帯の方へ令和4年8月1日からお使いいただく国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という）を7月下旬に簡易書留で郵送します。

世帯の加入者全員分をまとめて国保の世帯主宛に郵送します。現在お持ちの保険証は8月以降は使用できませんので、各自で破棄してください。

今回お送りする保険証の有効期間は令和4年8月1日から令和5年7月31日までです。

### ●令和5年7月31日までの間に70歳になる方へ

70歳以上の方には「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されるため、令和5年1月31日までの間に70歳になる方の保険証の有効期限は、70歳の誕生日の末日（1日生まれの方は誕生日前日）までとなります。

### ●令和5年7月31日までの間に75歳になる方へ

75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者になるため、令和5年7月31日までの間に75歳になる方の保険証の有効期限は、75歳になる日の前日までとなります。